

令和7年6月募集

海老名市営住宅 入居者募集のしおり

申込書配付期間	令和7年6月2日（月）から30日（月）まで
申込受付期間	令和7年6月16日（月）から30日（月）まで 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時 ※土日を除く
申込方法	海老名市役所4階 住宅まちづくり課へ直接持参 （郵送・電話予約不可）
入居日	令和7年9月1日（月） （一部住戸は、10月1日（水）） ※住戸の状況により修繕期間を要するため、入居日が先延ばし 又は前倒しになる可能性があります。

注意

市営住宅の申込みについては、収入基準をはじめいろいろな資格要件があります。

申込みにあたっては、この「しおり」をよくお読みになり、**必要な書類をすべてそろえてからお申込みください。**

申込みの内容に虚偽のあることが判明した場合は、申込みに関するすべての資格を取り消します。

この入居者募集で応募などがなく、入居者が決まらなかった住戸がある場合は、先着順に切り替えて募集を行います。

再募集を行う場合は、海老名市のホームページにてお知らせします。

申込みに関する問い合わせ
海老名市役所 住宅まちづくり課 住宅政策係
電話 046-235-9604、046-235-9606

目次

1	申込みにあたっての注意事項	1 ページ
2	募集する住宅	2・3 ページ
3	市営住宅位置図	4 ページ
4	申込みから入居まで	5 ページ
5	期限付入居制度について	6 ページ
6	申込み資格	7・8 ページ
7	入居収入基準	9 ページ
8	月収額の計算のしかた	10 ページ
	①給与所得の方	11 ページ
	②年金所得の方	12 ページ
	③その他の所得・日雇の方	13 ページ
	④所得金額の控除額の算出	14 ページ
9	申込みに必要な書類	15・16 ページ
10	抽選における当選率の優遇について	17 ページ
11	募集住宅の概要	18～22 ページ
12	入居申込書記入例	23・24 ページ
13	入居にあたっての注意事項	25 ページ

1 申込みにあたっての注意事項

1	海老名市では「期限付入居制度」を設けており、 5年間の期限付入居 となります。（条件に該当する場合は 更新可 ） ※「期限付入居制度」の詳細は6ページ参照
2	申込書は、1世帯につき1通しか提出できません。 募集住戸のうち、いずれか1住戸を選んでください。 ※1世帯で2通以上の申込書を提出したり、申込者が他の申込者の世帯員になっている場合は、それら全ての申込みが無効となります。
3	申込書に記載されていない方は入居できません。 （申込み後に出生した子以外の入居は、原則認めることができません。）
4	夫婦または親子を主体とした2人以上の世帯構成の方が申込みできます。 （障がい者世帯用住戸を除く）
5	申込み受付時に入居資格を満たしているか書類審査を行います。 一部でも書類に不備や不足がある場合は受付できません。
6	申込書やその他の 書類に虚偽があることが判明した場合は、失格 となります。 また、申込書提出後には記載内容を変更することはできません。 なお、提出された書類は一切返却しません。
7	一つの募集住戸に複数の応募があった場合、 抽選 となります。
8	住宅等の不動産を所有されている方は申込みできません。 同居しようとしている方が所有している場合も同様です。
9	申込者及び入居する家族に市税等や現在入居中の家賃等の滞納がある方、家賃滞納のため訴訟等で住宅を明け渡した方は申込みできません。 （分割納付をしている方も滞納となります。）
10	婚約中の方は、入居日までに婚姻手続きが完了している必要があります。
11	現在別居しており離婚予定のある方は、原則、入居日までに離婚手続きが完了している必要があります。
12	市営住宅では、犬、猫、鳥などの 動物の持込み及び飼育を禁止 しています。 （盲導犬・聴導犬・介助犬はご相談ください。）
13	入居決定前の室内の見学はできません。
14	25ページの「入居にあたっての注意事項」も必ずご確認ください。

<個人情報の取り扱いについて>

市営住宅入居申込書により提出していただいた情報は、市営住宅の入居事務及び市営住宅管理運営事務以外の目的には使用しません。

2 募集する住宅①

※各住宅の概要は、18～22ページをご覧ください

海老名市では、住宅に困窮する低額所得者に広く入居の機会を提供するため「期限付入居制度」を設けています。期限付入居制度についての詳しい説明は、6ページをご確認ください。

今回募集する住宅のうち、「パーシモンガーデン」「ニュー フローラ」「ルーミナス海老名」「プランドールかしわ台」は「借上型市営住宅」です。

借上期間満了後には、原則、市営住宅としての管理が終了する予定のため、期間満了時には、明け渡し（退去）をしていただきます。

「借上型市営住宅」…民間の事業者が、市営住宅としての整備基準を満たす住宅を建設し、海老名市が一定期間借上げて提供する住宅です。

<借上期間>

*ルーミナス海老名 … 令和10年2月末まで
*パーシモン ガーデン … 令和12年3月末まで
*プランドールかしわ台 … 令和13年10月末まで
*ニュー フローラ … 令和13年11月末まで

入居予定日：令和7年9月1日（月）

住宅名	所在地	部屋番号	間取り	参考家賃 注1)	エレベーター	駐車場 注2)	建設年度	住戸タイプ 注3)
① 上河内住宅	上河内 240-2	3 0 3	2DK	[原]25,400 ～37,800 [裁]25,400 ～49,900	有	有	H26 年度	子育て 世帯用
② 上河内住宅	上河内 240-2	4 0 3	2DK	[原]25,400 ～37,800 [裁]25,400 ～49,900	有	有	H26 年度	子育て 世帯用
③ パーシモン ガーデン	勝瀬 2-6	2 0 2	2 LDK	[原]24,900 ～37,100 [裁]24,900 ～48,900	無	別途 契約	H21 年度	その他 世帯用
④ ニュー フローラ	中野 1-21-30	1 0 6	2 LDK	[原]26,200 ～39,100 [裁]26,200 ～51,500	無	別途 契約	H23 年度	その他 世帯用
⑤ プランドール かしわ台	柏ヶ谷 4-2-12	1 0 7	2 LDK	[原]27,200 ～40,600 [裁]27,200 ～53,500	無	別途 契約	H23 年度	子育て 世帯用

2 募集する住宅②

※各住宅の概要は、18～22ページをご覧ください

次の募集住宅は、入居予定日が令和7年10月1日（水）の予定です。
状況によっては、入居日が前後する可能性がありますので、了承の上お申し込みください。

入居予定日：令和7年10月1日（水）

住宅名	所在地	部屋番号	間取り	参考家賃 注1)	エレベーター	駐車場 注2)	建設年度	住戸タイプ 注3)
⑥ パーシモン ガーデン	勝瀬 2-6	1 0 2	2 L D K	[原]24,900 ～37,100 [裁]24,900 ～48,900	無	別途 契約	H21 年度	その他 世帯用
⑦ ニュー フローラ	中野 1-21-30	1 0 2	2 L D K	[原]26,200 ～39,100 [裁]26,200 ～51,500	無	別途 契約	H23 年度	その他 世帯用
⑧ ルーミナス 海老名	上郷 1-8-35	1 0 5	3 L D K	[原]30,600 ～45,600 [裁]30,600 ～60,100	有	別途 契約	H19 年度	子育て 世帯用

※ルーミナス海老名は借上期間が令和10年2月末・パーシモンガーデンは令和12年3月末までとなるため、期限付入居期間である5年の中で他の市営住宅等へ転居していただくことになりますので、ご注意ください。

注1) 入居者の世帯月収により家賃が異なります。[原]は「原則階層」、[裁]は「裁量階層」の家賃です。（階層区分については、9ページを参照）

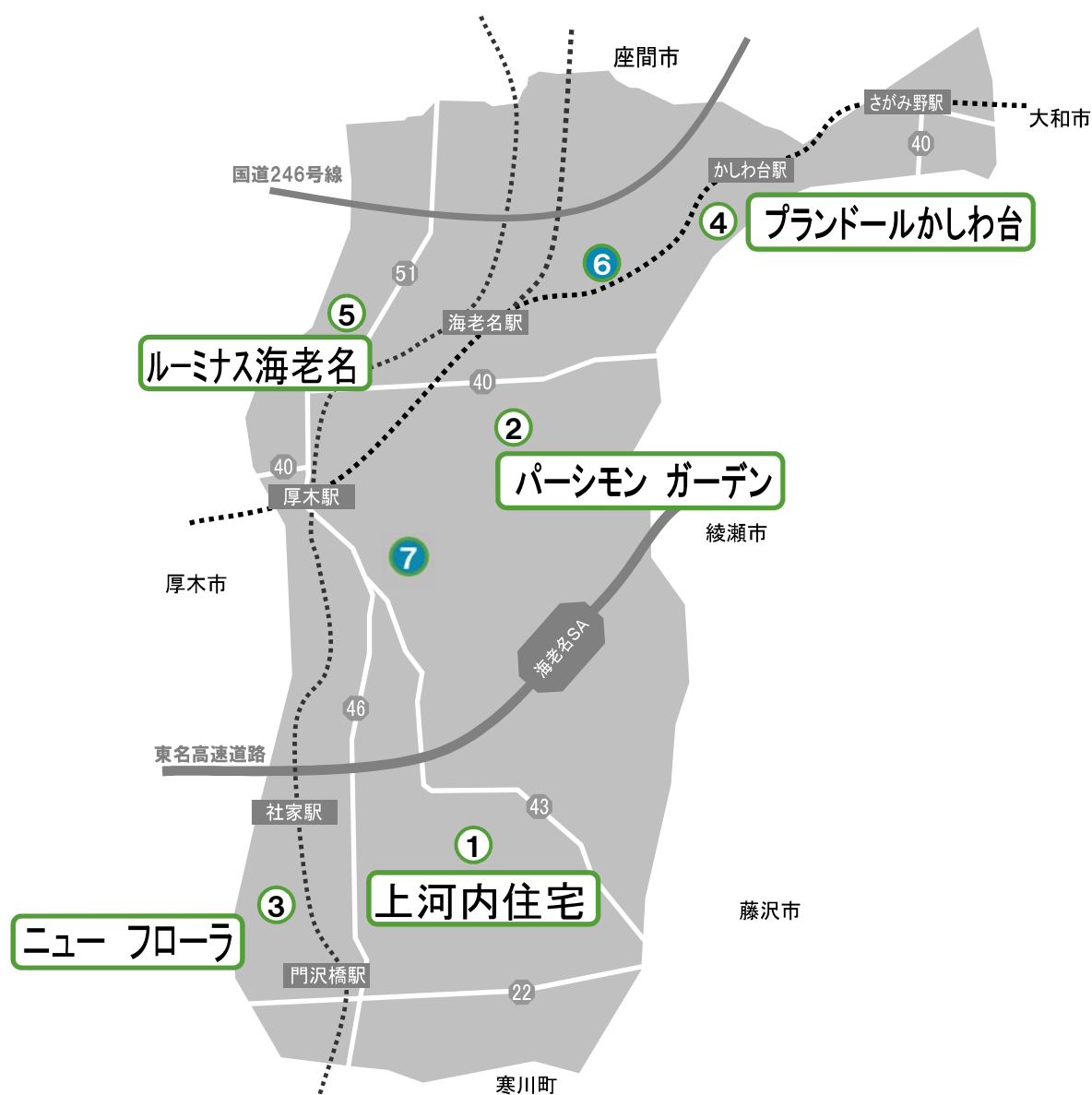
家賃の中に共益費は含まれていません。共益費は別途入居者負担となります。

注2) 別途賃料がかかります。借上型市営住宅の駐車場は、民間の管理会社との別途契約により利用できます。ただし、駐車台数には制限があります。（市は空き状況は把握していません。）

注3) 子育て世帯用住戸に入居できる世帯区分は「子育て世帯」、一般世帯用・障がい者世帯用住戸に入居できる世帯区分は「その他世帯」となります。
（世帯区分により更新条件が異なります。詳細は6ページ「期限付入居制度について」を参照）

注4) 入居者の費用で設置していただく設備（エアコン・ガスコンロ等）があります。

3 市営住宅位置図



◆今回募集する住宅（①～⑥）

No.	住宅名	戸数	所在地
①	上河内住宅	35戸	上河内240-2
②	パーシモン ガーデン	12戸	勝瀬2-6
③	ニュー フローラ	10戸	中野1-21-30
④	プランドールかしわ台	12戸	柏ヶ谷4-2-12
⑤	ルーミナス海老名	18戸	上郷1-8-35

◆その他の市営住宅（⑥・⑦）

No.	住宅名	戸数	所在地
⑥	国分北三丁目住宅	22戸	国分北3-2-15
⑦	中新田住宅	8戸	中新田2-20-12・13

4 申込みから入居まで

申込受付

受付期間：令和7年6月16日（月）から30日（月）まで
（※土日を除く）

受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

受付場所：海老名市役所4階 住宅まちづくり課

（郵送・電話予約不可）

※書類審査を同時に行います。

書類等に不備・不足がある場合は受付できません。

入居審査

市税等（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の滞納調査、暴力団員でないことの調査を行います。

※調査の結果、申込資格に該当しない場合は、失格となります。

通過（入居資格を満たしている）

失格（入居資格を満たしていない）

失格通知（令和7年7月中旬発送予定）

公開抽選 （7月25日予定）

一つの募集住戸に複数の応募があった場合は、抽選を行います。
抽選を行う場合は、事前に抽選の日時や抽選番号を通知します。
（7月中旬発送予定）

※公開抽選への来場は自由です。参加の有無は当落に関係ありません。

※抽選結果は、抽選対象者全員に郵送にて通知します。

当選

落選

抽選結果通知（令和7年7月下旬発送予定）

入居決定通知
（令和7年8月上旬発送予定）

入居手続き

入居開始は「令和7年9月1日（月）」です。
（一部住戸は10月1日（水））

事前に入居説明を行いますので、必ず参加していただきます。

※敷金（入居家賃の3か月分）を納入していただきます。

※入居にあたり保証人は不要ですが、緊急時の連絡先を提出していただきます。

5 期限付入居制度について

海老名市では、住宅に困窮する低額所得者に広く入居の機会を提供するため「期限付入居制度」を設けています。

この制度は、**新たに市営住宅に入居するすべての世帯に適用**されます。

	子育て世帯	その他世帯
入居期間	5年間 (更新条件に該当する場合は <u>更新可。</u>)	5年間 (更新条件に該当する場合は <u>更新可。</u>)
入居申込み時の 抽選優遇 (詳細は17ページ 参照)	①落選優遇	①障がい者優遇 ②寡婦・寡夫世帯優遇 ③高齢者同居優遇 ④高齢者世帯優遇 ⑤落選優遇 ⑥重複優遇
更新条件	①収入が海老名市市営住宅条例で定められた収入基準以下であること。 ②市税等(市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)及び市営住宅家賃の滞納がないこと。 ③他の入居者と円滑な共同生活ができ、海老名市市営住宅条例を遵守していること。 ④入居者に暴力団員がいないこと。 ⑤原則、同居している親族がいること。 ⑥高校生以下の子と、同居している保護者がいること。	①収入が海老名市市営住宅条例で定められた収入基準以下であること。 ②市税等(市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)及び市営住宅家賃の滞納がないこと。 ③他の入居者と円滑な共同生活ができ、海老名市市営住宅条例を遵守していること。 ④入居者に暴力団員がいないこと。 ⑤原則、同居している親族がいること。
更新期間	①5年間 ②末子が高校を卒業する年の 3月31日まで (①または②の短い方)	5年間

6 申込み資格

【申込資格の基準日：令和7年6月30日】

◆申込みに必要な資格 1～9すべてに該当すること。

1	申込者は成人であること。				
2	原則、夫婦（婚約者及び内縁関係にある者を含む）または親子を主体とした家族であること。 ※家族を不自然に分割しての申込みはできません。 （収入基準に該当するよう夫婦を分割したり、同居者を含めない等） ※兄弟姉妹だけの申込みは、両親が死亡している等の特別な事情がある場合に限り ます。 ※婚約者は、入居手続きまでに婚姻した証明書が提出されないと入居できません。 ※内縁関係にある者とは、戸籍上配偶者がなく、住民票の続柄に「未届けの妻」 または「未届けの夫」とある方です。 ※現在別居しており離婚予定のある方は、原則、入居日までに離婚手続きが完了し ている必要があります。（特別な事情がある場合はご相談ください。） ※住民票で親族関係が確認できない場合や母子・父子世帯、兄弟姉妹だけの世帯な どの場合、戸籍謄本等を提出していただきます。 ※海老名市パートナーシップ宣誓書受領証をお持ちの方も申し込み可能です。 市内在勤で市外から転入される方はご相談ください。				
3	申込者が海老名市内に引き続き1年以上居住していること。 または、海老名市内に1年以上継続して勤務していることが、勤務先の証明等 で確認できること。				
4	世帯の月収が「入居収入基準」を超えないこと。 （詳細は9ページ「入居収入基準」参照） <table border="1"> <tr> <td>原則階層</td><td>申込世帯の月収が、158,000円以下</td></tr> <tr> <td>裁量階層</td><td>申込世帯の月収が、214,000円以下</td></tr> </table>	原則階層	申込世帯の月収が、 158,000円以下	裁量階層	申込世帯の月収が、 214,000円以下
原則階層	申込世帯の月収が、 158,000円以下				
裁量階層	申込世帯の月収が、 214,000円以下				
5	現在、次の①～⑦のいずれかに該当する住宅困窮理由があること。 ①他の世帯と台所、トイレ、浴室を共同使用している。（親子等は除く） ②住宅がせまい。居住部分が1人あたり4畳以下である。 （居住部分：台所、便所、浴室、洗面所は除き、洋間は含む） ※部屋の間取り、広さ（畳数）がわかる図面の提出が必要です。 ※DKやLDKの場合、台所部分の広さは「3畳」として扱います。 ③住宅用でない建物に住んでいる。 ④家賃が高い。居住部分が1畳あたり3,000円以上である。 （居住部分：台所、便所、浴室、洗面所は除き、洋間は含む） ※部屋の間取り、広さ（畳数）がわかる図面の提出が必要です。 ※DKやLDKの場合、台所部分の広さは「3畳」として扱います。 ※生活保護受給世帯の場合、家賃が住宅扶助費内の場合はこれに該当しません。 ⑤住宅がないため親族（婚約者を含む）と同居できない。 ⑥借地借家法に基づく正当な理由またはこれに準ずる理由により家主から 立ち退き要求を受けている。 ※立ち退き要求を受けていることが確認できる書類の提出が必要です。 ⑦通勤に片道2時間以上かかる。（乗り換え時間は10分として計算） ※通勤時間を確認できる書類の提出が必要です。				

6 申込み資格

【申込資格の基準日：令和7年6月30日】

6	申込者及び同居者が住宅等の不動産（持ち家等）を所有していないこと。
7	申込者及び同居者に市税等（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の滞納がないこと。 （分割納付をしている場合も滞納となります）
8	申込者及び同居者が暴力団員でないこと。
9	他の居住者と円満な共同生活ができ、海老名市市営住宅条例を遵守できること。

◆「子育て世帯用住戸」に申し込む方が必要な資格

高校生以下の子どもがおり、かつ満50歳未満の親がいること。

7 入居収入基準

入居収入基準（月収額）は、世帯における1年間の総所得金額を計算し、該当する控除金額を全て差し引いた残りの額を12で割った金額です。
（詳細は10ページ「月収額の計算のしかた」を参照）

次の入居収入基準を超えた方は申込みできません。

原則階層	申込世帯の月収額が、158,000円以下
裁量階層	申込世帯の月収額が、214,000円以下

「裁量階層」は次に該当する世帯です。それ以外の世帯は「原則階層」になります。

裁量階層		【年齢の基準日：令和7年6月30日】
高齢者世帯	申込者が60歳以上で、かつ同居しようとする家族全員が「18歳未満または60歳以上」の世帯	
障がい者世帯	身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障がいのある方がいる世帯	
	精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級から3級の障がいのある方がいる世帯	
	A1・A2・B1の判定を受けた知的障がいのある方がいる世帯	
戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症の方と表ノ3の第1款症の障がいのある方がいる世帯	
原爆被爆者世帯	被爆者手帳の交付を受け、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯	
海外引揚者世帯	海外からの引揚者（引揚から5年未満）の方がいる世帯	
ハンセン病療養所入所者等世帯	ハンセン病療養所入所者等がいる世帯	
子育て世帯	同居し扶養している小学校就学前の子がいる世帯 （「 <u>期限付入居制度</u> 」の「 <u>子育て世帯</u> 」とは異なります）	

8 月収額の計算のしかた

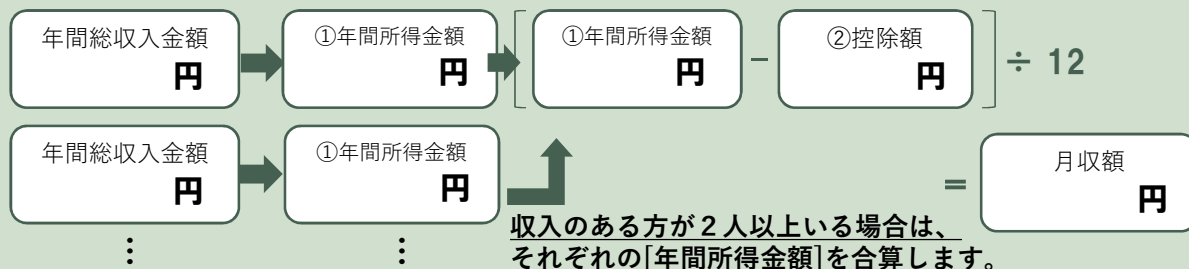
【計算基準日：令和7年6月30日】

1 計算のながれ

収入のある方が1人の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間総収入金額} \\ \hline \text{円} \end{array} \rightarrow \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{①年間所得金額} \\ \hline \text{円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{②控除額} \\ \hline \text{円} \end{array} \right] \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月収額} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

収入のある方が2人以上の場合



2 計算手順

収入のある方それぞれの収入の種類が下記のどれにあてはまるか確認し、各ページを参照のうえ、[年間所得金額]を算出してください。

収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの[年間所得金額]を合算します。

① 給与所得の方	② 年金所得の方	③ その他の所得・日雇の方
俸給、給料、賃金、賞与などの所得。 例えば、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの収入をいいます。給与所得という総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、賞与、手当などを含んだ金額です。（非課税所得は除きます。）	厚生年金、国民年金、恩給、企業年金などの所得。 例えば、老齢年金、退職年金をいいます。その他、法律により非課税とされている各種年金（障がい年金、遺族年金、福祉年金など）は所得金額0円としてください。	事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得。 例えば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。
11ページの 「① 給与所得の方」 をみて計算してください。	12ページの 「② 年金所得の方」 をみて計算してください。	13ページの 「③ その他の所得の方」 をみて計算してください。

注1) 生活保護の各種扶助料、失業給付金、労災保険金、法律により非課税とされている各種年金（遺族年金、障がい年金、福祉年金）の非課税所得は、[年間所得金額]の収入として取り扱いません。

注2) 日雇労働者の方で確定申告をしている方は、13ページ「③ その他の所得・日雇の方」の計算方法により計算してください。なお、給与所得として賃金をもらっている方は、11ページ「① 給与所得の方」の計算方法により計算してください。

注3) 1人で給与収入、年金収入、その他の収入など複数ある方は、それぞれのページで[年間所得金額]を算出してから合計してください。

注4) 前年1月2日以降に休業、退職により無収入の期間がある場合は、復業・復職の翌月からの収入を1年分に換算し計算してください。

8 月収額の計算のしかた

【計算基準日：令和7年6月30日】

① 給与所得の方

仕事を始めた時期により計算方法が異なります。

あなたが仕事を始めた時期			
現在の勤務先に 令和6年1月1日以前 から引き続き勤務して いる方	現在の勤務先に 令和6年1月2日以降 に就職し、1年以上勤 務している	現在の勤務先に就職し てから申込み日までに 1年に満たない方	現在の勤務先に就職し て、1か月分の給与を 受けていない方
令和6年分給与所得の 源泉徴収票の支払金額 (令和7年度の課税・ 非課税証明書に記載さ れている所得金額)	勤務した翌月から12 か月分の総収入金額 (給与、賞与、その他 手当等。交通費は除 く)	勤務した翌月から現在 までの総収入金額をも とに推定年間総収入金 額を次により算出 総収入金額 (賞与を除く) × 12 + 賞与 勤務した翌月から 現在までの月数	雇用条件に基づき支給 が予定されている1か 月分の給与を12倍し た推定総収入金額
			
年間総収入金額 (A)			

年間総収入金額から下表により **年間所得金額** を算出し、10ページの[①年間所得金額]に当てはめてください。

年間総収入 金額 (A)	所得金額		年間所得金額
550,999円まで	所得金額 = 0		年間所得金額 = 0
551,000円から 1,618,999円まで	年間総収入金額 - 550,000円 = 所得金額		所得金額 - 最大10万円 = 年間所得金額
1,619,000円から 1,619,999円まで	所得金額 = 1,069,000円		所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
1,620,000円から 1,621,999円まで	所得金額 = 1,070,000円		所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
1,622,000円から 1,623,999円まで	所得金額 = 1,072,000円		所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
1,624,000円から 1,627,999円まで	所得金額 = 1,074,000円		所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
1,628,000円から 1,803,999円まで	年間総収入金 額を4000で割 り、その答え の1円未満を 切り捨てた後 4000を掛け戻 し、出た額を 右のAにあては めてください。	$A \times 0.6 + 100,000$ 円 = 所得金額	所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
1,804,000円から 3,603,999円まで		$A \times 0.7 - 80,000$ 円 = 所得金額	所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
3,604,000円から 6,599,999円まで		$A \times 0.8 - 440,000$ 円 = 所得金額	所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
6,600,000円から 8,499,999円まで	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円 = 所得金額		所得金額 - 10万円 = 年間所得金額

8 月収額の計算のしかた

【計算基準日：令和7年6月30日】

② 年金所得の方

年金の支給を受け始めた時期により計算方法が異なります。

1 引き続き1年以上、年金を支給されている方	2 年金を支給されてから1年にならない方
前年中の支払年金額。年金額の改定があったときは、改定通知書の支払年金額。 2か所以上から年金をもらっている方は、支払年金額の合計	年金証書の支払年金額。年金額の改定があったときは、改定通知書の支払年金額。 2か所以上から年金をもらっている方は、支払年金額の合計
 年間総収入金額(A) 	

年間総収入金額から下表により **年間所得金額** を算出し、10ページの[①年間所得金額]に当てはめてください。

受給者の年齢	公的年金の年間総収入金額(A)	所得金額	年間所得金額
65歳以上の方	1,100,000円まで	所得金額 = 0	年間所得金額 = 0
	1,100,001円から3,299,999円まで	(年金総収入金額) - 1,100,000円 = 所得金額	所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
	3,300,000円から4,099,999円まで	(年金総収入金額) × 0.75 - 275,000円 = 所得金額	所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金総収入金額) × 0.85 - 685,000円 = 所得金額	所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
65歳未満の方	600,000円まで	所得金額 = 0	年間所得金額 = 0
	600,001円から1,299,999円まで	(年金総収入金額) - 600,000円 = 所得金額	所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
	1,300,000円から4,099,999円まで	(年金総収入金額) × 0.75 - 275,000円 = 所得金額	所得金額 - 10万円 = 年間所得金額
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金総収入金額) × 0.85 - 685,000円 = 所得金額	所得金額 - 10万円 = 年間所得金額

③ その他の所得・日雇の方

事業・仕事を始めた時期により計算方法が異なります。

該当する所得により **年間所得金額** を算出し、10ページの[①年間所得金額]に当てはめてください。

◆所得金額の求め方(自営業・サービス業・外交員など)

開業の時期		
令和6年1月1日以前から現在まで引き続き同じ事業をしている方	令和6年1月2日以降に現在の事業を始め、1年以上経過している方	令和6年1月2日以降に現在の事業を始め、1年以上を経過していない方
令和6年中の年間所得金額 (令和6年分の課税・非課税証明書に記載されている所得金額) (令和7年分の所得税の確定申告書(控)の所得金額)	事業を始めた翌月から1年分の所得金額	事業を始めた翌月から現在までの総収入・月数などを次により計算した推定所得金額 $\frac{\text{総収入金額(総売上高)} - \text{必要経費}}{\text{事業を始めた翌月から現在までの月数}} \times 12$
  		
年間所得金額		

◆所得金額の求め方(日雇)

あなたが仕事を始めた時期	
令和6年1月1日以前から現在まで引き続き同じ日雇をしている方	令和6年1月2日以降に現在の日雇を始めた方
令和6年中の年間所得金額 (令和6年分の課税・非課税証明書に記載されている所得金額) (令和7年度の課税・非課税証明書に記載されている所得金額)	11ページ「月収額の計算のしかた(①給与所得の方)」にあてはめて計算してください。
 	
年間所得金額	

8 月収額の計算のしかた

【計算基準日：令和7年6月30日】

④ [所得金額の控除額] の算出

該当する控除から[所得金額の控除額]を算出し、10ページの[②控除額]に当てはめて計算してください。

控除区分		控除を受けられる方		控除額	計算
1 親族	同居親族	・市営住宅に入居しようとする家族のうち、申込み本人以外の人数（収入のある方も含む）		1人につき 年38万円	38万円×人数＝ 円
	同居しない親族	・市営住宅に入居しないが、所得税法上の扶養親族（遠隔地扶養）である方			
2 老人扶養親族 老人控除対象配偶者		年齢70歳以上の扶養親族の方 または 年齢70歳以上の扶養配偶者		1人につき 年10万円	10万円×人数＝ 円
3 特定扶養親族		年齢16歳以上23歳未満の扶養親族の方 （婚約者は除く）		1人につき 年25万円	25万円×人数＝ 円
4 障がい者	① 障がい者	申込み本人または同居者の中に障がい者がいる場合	②特別障がい者以外の障がい者	1人につき 年27万円	27万円×人数＝ 円
	② 特別障がい者		1～2級の身体障がい者、重度の知的障がい者	1人につき 年40万円	40万円×人数＝ 円
5 寡婦		申込み本人または同居親族で「6ひとり親」に該当せず、次に該当する方 ①夫と離婚してから婚姻をしていない方で、次の㊦及び㊧の要件を満たす方 ㊦扶養親族（子を除く）がいること。 ㊧所得の見積額が500万円以下であること。 ②夫と死別してから婚姻をしていないか、夫の生死が不明であり、①-㊧の要件を満たす方		1人につき 年27万円 ただし、所得が27万円未満の場合はその額	27万円×人数＝ 円 27万円未満はその額 円
6 ひとり親		申込み本人または同居親族で次の①～③すべてに該当する方 ①婚姻をしていないまたは配偶者の生死の明らかでないこと。 ②生計を一にする子がいること。 （他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、所得の見積額が48万円を超える子は除かれます） ③所得の見積額が500万円以下であること。		1人につき 年35万円 ただし、所得が35万円未満の場合はその額	35万円×人数＝ 円 35万円未満はその額 円

※「5寡婦控除」と「6ひとり親控除」は、同一人物に対して重複しての適用はありません。

※「5寡婦控除」と「6ひとり親控除」にある「婚姻」には、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合は含みます。

②控除額合計

円

9 申込みに必要な書類

申込みにあたっては、次の書類を提出してください。
住民票・完納証明書・非課税証明書・課税証明書・戸籍謄本は、3か月以内に発行された最新のものを提出してください。

必須書類		
	市営住宅入居申込書・同意書	23・24ページ記入例参照
	入居者全員の住民票	本籍・続柄が記載された直近のもの
	入居者全員の健康保険証（写）	
	収入を証明する書類 <16ページ【表1】参照>	15歳以下の義務教育未修了者を除き、入居者全員分
	現住居の賃貸借契約書（写）	家賃、間取りがわかるもの 更新をしている場合は、現在の契約内容がわかるもの
	家賃の支払状況がわかるもの （領収書、引落口座の通帳の写し等）	直近3か月分
市外在住で「在勤資格」で申込む方 （基準日時点で海老名市内に1年以上継続して勤務している場合のみ）		
	在勤証明書	
住宅困窮理由が「②住宅がせまい」「④家賃が高い」で申込む方		
	現住居の部屋の間取り、広さ（畳数）がわかる図面	
住宅困窮理由が「⑥立ち退き要求を受けている」で申込む方		
	家主から立ち退き要求を受けていることが確認できる書類	
住宅困窮理由が「⑦通勤に片道2時間以上かかる」で申込む方		
	在勤証明書	
	通勤時間を確認できる書類	
その他の書類（該当する場合、提出してください）		
	障がい者手帳（写）・福祉手帳（写）・療育手帳（写）	
	婚約証明書 ※婚約中に申込む場合	
	海老名市パートナーシップ宣誓書受領証（写）	
	完納証明書・非課税証明書 ※令和7年1月1日時点の住所が市外の方	
	現住居の間取りがわかるもの ※「賃貸借契約書」に記載がない場合	
	戸籍謄本 ※住民票で親族関係が確認できない場合 ※母子・父子世帯、兄弟姉妹だけの世帯などの場合	

※ 審査に必要な場合、上記以外にも書類をご提出いただく場合があります。

9 申込みに必要な書類

【表 1】 「収入を証明する書類」

収入の種類・内容		提出書類
給与所得のみの方		
	現在の勤務先に令和 6 年 1 月 1 日以前から引き続き勤務している方	令和 6 年分源泉徴収票（写）または令和 7 年度課税証明書
	現在の勤務先に令和 6 年 1 月 2 日以降に就職した方	給与支払証明書(別紙様式あり)
	現在の勤務先に就職して 1 か月分の給与の支払いを受けていない方	採用証明書（別紙様式あり）
年金所得のみの方		
	国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、恩給、各種共済年金を受給されている方	令和 6 年分公的年金等の源泉徴収票(写) または令和 7 年度課税証明書 ※受給から 1 年未満の方は支払通知
その他所得のみの方		
	自営業・外交員等その他の所得がある方 日雇い所得のある方	令和 6 年分の確定申告書の控え(写) または令和 7 年度課税証明書

複数の所得がある方

給与所得と年金所得など複数の所得がある方は、上記に当てはまる書類または「**令和 7 年度課税証明書**」を提出

所得のない方（健康保険証等の提出書類で被扶養者と確認できる方は提出不要）

労災保険、休業補償、遺族年金・障がい年金・障がい手当金を受給している方	証書または支払い通知書（写）
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書
雇用保険を受けている方	雇用保険受給資格者証（写）
失業中で雇用保険を受けていない方	離職証（写）または退職証明書
学生の方（大学、専門学校、高校）	学生証（写）
上記に該当しない方	直近の非課税証明書

10 抽選における当選率の優遇について【資格基準日：令和7年6月30日】

申込みされる住戸タイプにより、次の資格に該当する方は、抽選時に優遇を受けることができます。

◆「その他世帯用住戸」に申し込む方が受けられる優遇

優遇項目	資格の概要	優遇倍率
①障がい者優遇	申込者または同居者のうち、次のいずれかに該当する方がいること。 ア 身体障がい者手帳の交付を受け、1級から4級までの障がいのある方 イ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症の方と表ノ3の第1款症の障がいのある方 ウ A1・A2・B1の判定を受けた知的障がいのある方 エ 精神障がい者保険福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障がいの等級が1級・2級の方 オ 精神に障がいのある方で1級・2級の国民年金・厚生年金または共済年金の証書を交付されている方、並びに知的障がいのある方でこれと同等の証書を交付されている方	3倍
②寡婦・寡夫（母子・父子）世帯優遇	申込者に戸籍上配偶者がなく、20歳未満の子の親権者である母子・父子世帯。主たる生計者は母または父であること。 注1) 母または父、20歳未満の子以外に同居する家族がいなくても該当します。	2倍
③高齢者同居優遇	申込者または同居者のうちに60歳以上の方がいること。	2倍
④高齢者世帯優遇	世帯全員が65歳以上。ただし、「③高齢者同居優遇（2倍）」との重複はできません。	3倍
⑤落選優遇	過去3回連続して入居申込みをして、3回連続で落選している方。（同一申込者に限る。）	3倍
⑥重複優遇	①～⑤の優遇項目に複数該当する世帯。ただし、「③高齢者同居優遇」と「④高齢者世帯優遇」の重複はできません。 算出方法：一番高い倍率にその他の倍率の1/2を加えます。（端数切捨て） <計算例> 「①障がい者優遇（3倍）」と「③高齢者同居優遇（2倍）」に該当する場合 $3倍 + (2倍 \times 1/2) = 4倍$	4～6倍

◆「子育て世帯用住戸」に申し込む方が受けられる優遇

優遇項目	資格の概要	優遇倍率
①落選優遇	「子育て世帯用住戸」に過去3回連続して入居申込みをして、3回連続で落選している方。（同一申込者に限る。）	3倍

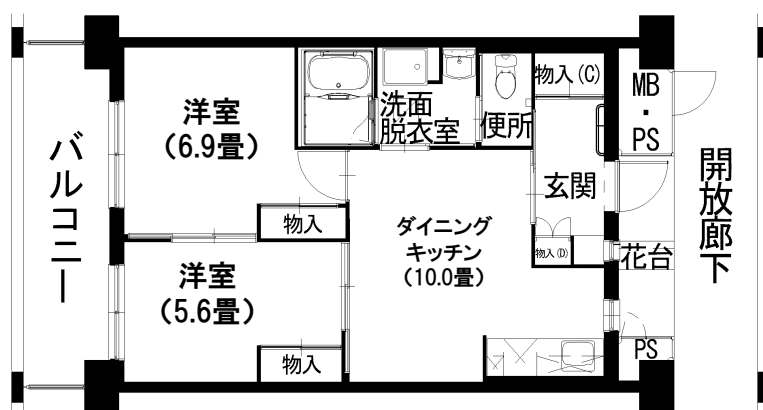
11 募集住宅の概要

上河内住宅

所 在	海老名市上河内240番地の2
交 通	最寄り駅：ＪＲ相模線社家駅から徒歩２０分 最寄バス停：路線バス（海老名駅－寒川駅ルート） 「オアシス湘南病院前」から徒歩２分
構 造 規 模	耐火構造５階建 ３５戸
間 取 り	２ＤＫ
駐 車 場	有 ※別途賃料（一般車両4,300円）がかかります。
エ レ ベ ー タ ー	有
学 区	小学校：有馬小学校 中学校：有馬中学校 （詳しくは海老名市教育委員会就学支援課にご確認下さい。）
そ の 他	ガスコンロ（プロパンガス用）またはＩＨコンロ、エアコンは入居者で用意



< 部屋の間取り図の一例 >

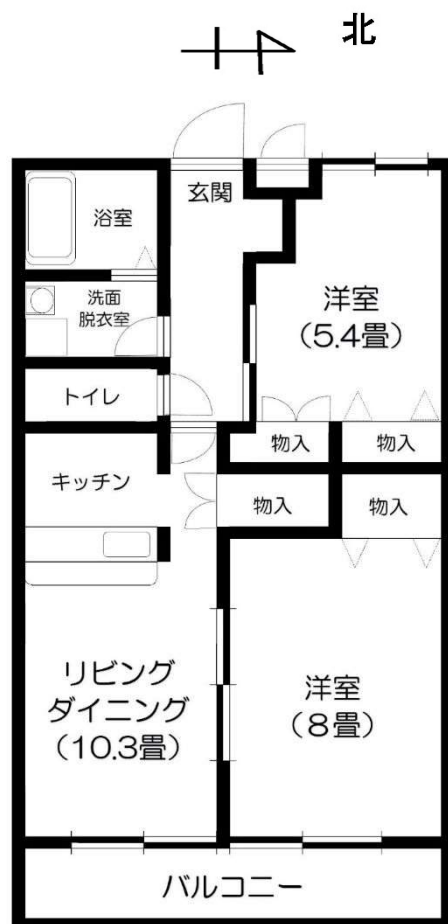
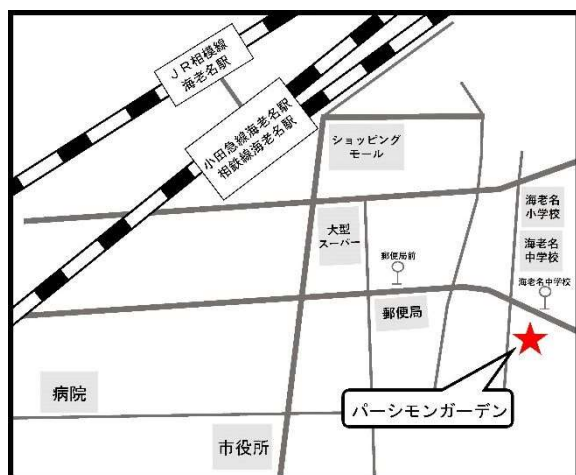


※部屋により左右反転になります。

パーシモンガーデン(借上型市営住宅)

所 在	海老名市勝瀬 2 番 6 号
交 通	最寄り駅：小田急線・相鉄線海老名駅東口から徒歩 10 分 バス停：相鉄バス・海老名中学校から徒歩 2 分
構 造 規 模	準耐火構造 2 階建 12 戸
間 取 り	2LDK
駐 車 場	有 ※別途、民間事業者と契約、賃料がかかります。
エレベーター	無
学 区	小学校：海老名小学校 中学校：海老名中学校 (詳しくは海老名市教育委員会就学支援課にご確認下さい。)
そ の 他	ガスコンロ (プロパンガス用)、エアコンは入居者で用意
注 意 事 項	パーシモンガーデンは借上期間が令和12年3月末までとなるため、期限付入居期間である5年の中で他の市営住宅等へ転居していただきます。

< 部屋の間取り図の一例 >



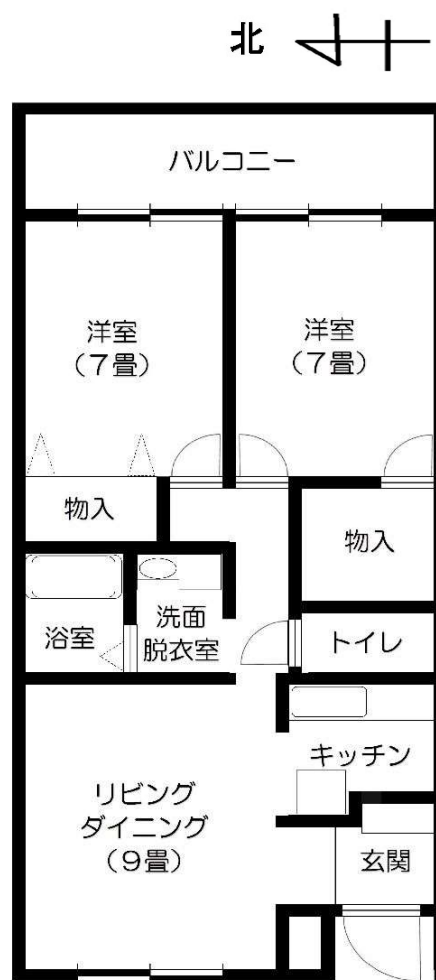
※部屋により左右反転になります。

ニュー フローラ(借上型市営住宅)

所 在	海老名市中野一丁目 2 1 番 3 0 号
交 通	最寄り駅：ＪＲ相模線門沢橋駅から徒歩 1 6 分
構 造 規 模	準耐火構造 2 階建 1 0 戸
間 取 り	2 L D K
駐 車 場	有 ※別途、民間事業者と契約、賃料がかかります。
エ レ ベ ー タ ー	無
学 区	小学校：門沢橋小学校 中学校：有馬中学校 (詳しくは海老名市教育委員会就学支援課にご確認下さい。)
そ の 他	ガスコンロ (プロパンガス用)、エアコンは入居者で用意



< 部屋の間取り図の一例 >



※部屋により左右反転になります。

ブランドールかしわ台(借上型市営住宅)

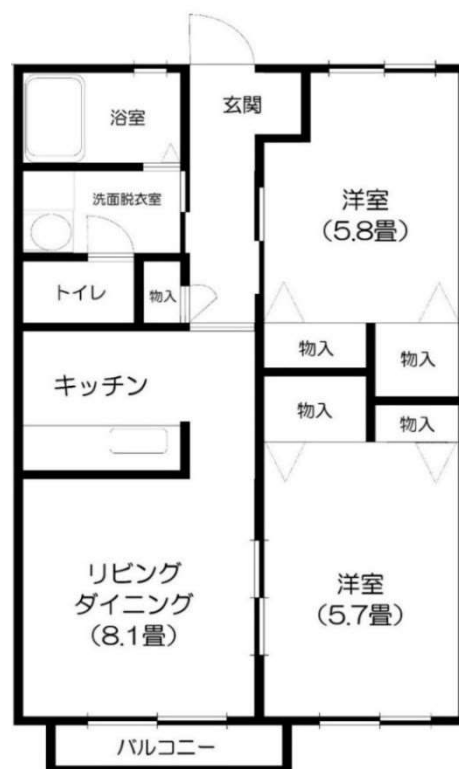
所 在	海老名市柏ヶ谷四丁目2番12号
交 通	最寄り駅：相鉄線かしわ台駅から徒歩9分
構 造 規 模	準耐火構造2階建 12戸
間 取 り	2LDK
駐 車 場	有 ※別途、民間事業者と契約、賃料がかかります。
エ レ ベ ー タ ー	無
学 区	小学校：杉本小学校 中学校：柏ヶ谷中学校 (詳しくは海老名市教育委員会就学支援課にご確認下さい。)
そ の 他	ガスコンロ(プロパンガス用)、エアコンは入居者で用意



< 部屋の間取り図の一例 >

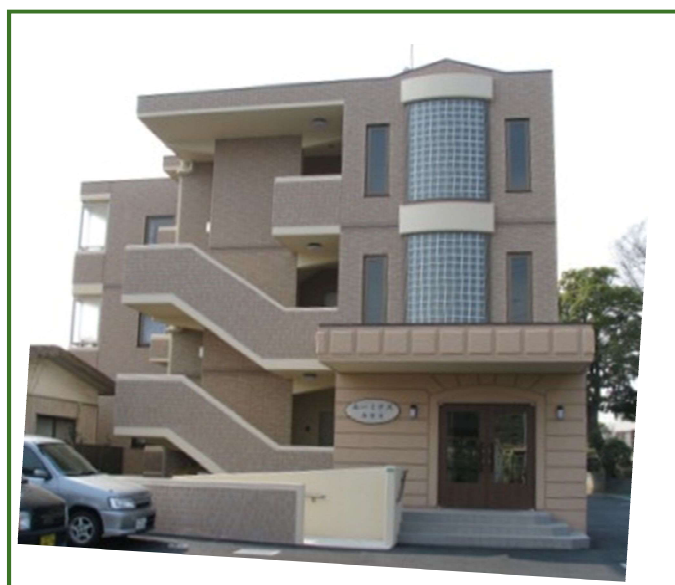
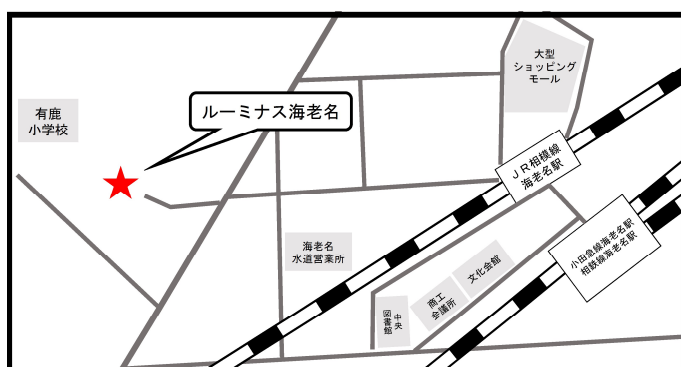


※部屋により左右反転になります。

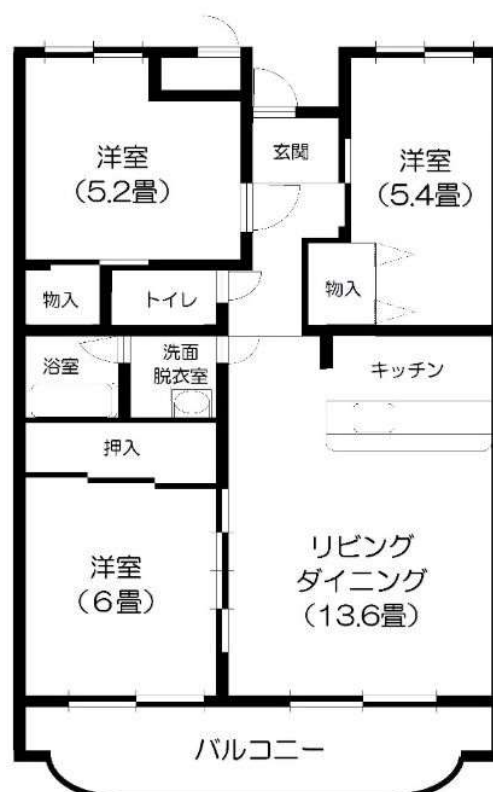


ルーミナス海老名(借上型市営住宅)

所	在	海老名市上郷一丁目 8 番 3 5 号				
交	通	最寄り駅： J R 相模線海老名駅から徒歩 1 0 分				
構	造	耐火構造 3 階建				
規	模	1 8 戸				
間	取	り	3 L D K			
駐	車	場	有 ※別途、民間事業者と契約、賃料がかかります。			
エ	レ	ベ	ー	タ	ー	有
学	区	小学校：有鹿小学校 中学校：海西中学校 (詳しくは海老名市教育委員会就学支援課にご確認下さい。)				
そ	の	他	ガスコンロ（プロパンガス用）、エアコンは入居者で用意			
注	意	事	項	ルーミナス海老名は借上期間が令和10年2月末までとなるため、期限付入居期間である5年の中で他の市営住宅等へ転居していただきます。		



< 部屋の間取り図の一例 >



【3LDKタイプ】

※部屋により左右反転になります。

12 入居申込書 記入例（表面）

記入はボールペンを使用し、摩擦等で消えるインクのペンや鉛筆は使用しないでください。

海老名市営住宅入居申込書

令和7年6月募集

（あて先）海老名市長

海老名市営住宅に入居したいので、次のとおりを無効とされても異議を申し立てません。

申込みできる住戸は「1住戸」のみです。

令和 年 月 日
の記載があるときは、申込み

※太枠内をご記入ください

いずれか1住戸を選択し、選択欄に「○」を記入してください。

申込者	ふりがな	えびな たろう	選択欄	子育て世帯用住戸	選択欄	その他世帯用住戸
	氏名	海老名 太郎	○	上河内住宅303		パーシモンガーデン102
	携帯連絡先	090-XXXX-XXXX		上河内住宅403		
	自宅連絡先	046-XXX-XXX		ルーミナス海老名		
現住所	〒 243 - 04XX 海老名市勝瀬XXX	平日の日中に連絡が可能な連絡先をご記入ください。	XX号室		住民となった日	令和3年3月1日
勤務先	名称 株式会社		所在地 海老名市河原口XXX-XXX		在勤資格（市内に1年以上継続して勤務）でお申込みの方は勤務開始日をご記入ください。	
	連絡先 046-XXX-XXXX		(在勤資格の場合)		年 月	

入居しようとする家族	ふりがな	続柄	生年月日	年齢	同居別居	勤務先	年間総収入金額	年間所得金額
	氏名		提出日現在		(学校名・学年)			
	えびな たろう	本人	大・昭・平・令 60年4月5日	40歳	同		4,500,000円	3,060,000円
	海老名 太郎	男						
	えびな はなこ	妻	大・昭・平・令 2年5月5日	35歳	同	無○	600,000円	0円
	海老名 花子	女						
	えびな いちこ	子	大・昭・平・令 27年6月1日	10歳	同	小学校4年生		
	海老名 一子	女						
	えびな じろう	子	大・昭・平・令 29年5月20日	8歳	同	小学校2年生		
	海老名 二郎	女						

「募集のしおり」14ページ「所得金額の控除額の算出」を参照し、該当する控除から控除額の合計を算出してください。

続柄は、住民票のとおり記入してください。

学生や未就学児の場合は、学年等を記入してください。

「募集のしおり」10ページ「月収額の計算のしかた」を参照し、年間所得金額を算出してください。

所得金額の控除額					A	合計	3,060,000円
親族 1人38万円	老人扶養・老人配偶者 1人10万円	特定扶養 1人25万円	障がい者 1人27万円	特別障がい者 1人40万円			
C 114万	D	E	F 27万	G			
寡婦 1人27万円	ひとり親 1人35万円	合計 C+D+E+F+G+H+I					
H	I	B	1,410,000円				

世帯月収額 (A-B) ÷ 12	
137,500円	

※裏面もご記入ください。

【記入例の場合】

$$([A \text{ 年間所得金額 } 3,060,000 \text{ 円}] - [B \text{ 控除額合計 } 1,410,000 \text{ 円}]) \div 12 = [\text{世帯月収額 } 137,500 \text{ 円 (小数点以下切捨て)}]$$

12 入居申込書 記入例（うら面）

記入はボールペンを使用し、摩擦等で消えるインクのペンや鉛筆は使用しないでください。

※太枠内をご記入ください。

「入居者募集のしおり」7ページを参照し、該当する選択欄に「○」を記入してください。

選択欄	理由
住宅に困っている理由	①他の世帯と炊事場または便所を共同使用している。
	②部屋がせまい。(1人あたり4畳以下) 【広さ()畳÷使用人数()人=1人あたり()畳】
	③住宅用でない建物に住んでいる。(概要)
	④家賃が高い。(1畳あたり3,000円以上) ※生活保護受給世帯の場合、家賃が住宅扶助費内の場合はこれに該当しません。 【家賃(80,000)円÷広さ(17)畳=1畳あたり(4,705)円】
	⑤住宅がないため親族と同居できない。
	家法に基づく正当な理由か、またはこれに準ずる理由により家主から立退要求を受けている。
	以上かかる。(乗り換え時間は10分として計算)

「募集のしおり」7・8ページ「申込み資格」の「申込みに必要な資格」を参照し、記入してください。
(該当する理由がない場合は申込みできません。)

て、次の調査をすることに同意します。

市税等の滞納、暴力団員であるなど、入居資格を有していないことが判明した場合には、失格となっても異議を申し立てません。

調査事項

1. 世帯の収入状況及び市税等の納付状況についての調査
2. 暴力団員でないことを確認するため、神奈川県警察に調査する

確約及び同意書欄も必ず記入してください。

令和 年 月 日

住所 海老名市勝瀬XXX ○△■アパートXXX号室

申込者氏名 海老名 太郎

※「ルーミナス海老名」・「パーシモンガーデン」に申込みされる方のみ、下記についてご記入ください。

期限付入居期間である5年の中で借上げ期間を終了した際、他の市営住宅等へ転居する必要があることを了承し申し込みます。

令和 年 月 日

申込者氏名 海老名 太郎

「ルーミナス海老名」・「パーシモンガーデン」に申込みされる方は必ず記入してください。

※市処理欄

受付日		0.			
収受印	高齢者同居(2倍)	子育て(未就学児)	生保	抽選番号	
	高齢者世帯(3倍)	その他	その他		
	落選(3倍)				
	計算	倍	※抽選優遇計算式：一番高い倍率にその他の倍率の1/2を加える。		

書類審査			備考
受付担当	担当者1	担当者2	

13 入居にあたっての注意事項

◆入居手続き

1	敷金（入居家賃の3か月分）を <u>入居手続き時に納入</u> していただきます。
2	入居日は、 <u>令和7年9月1日（月）</u> です。（一部住戸は、 <u>10月1日（水）</u> ） 原則、5日以内に入居していただきます。 家賃は入居日から発生します。
3	入居にあたり保証人は不要ですが、 <u>緊急時の連絡先を提出</u> していただきます。

◆入居後の注意事項

1	市営住宅では、他の入居者との <u>円満な共同生活を妨げるような行為を禁止</u> しています。 また、住宅内に、保安上・衛生上有害または危険なものを持ち込むことや工作物を設置することはできません。
2	市営住宅内は、犬、猫、鳥などの <u>動物の持込み及び飼育を禁止</u> しています。 （盲導犬・聴導犬・介助犬はご相談ください。）
3	家賃は、口座振替により納入していただきます。
4	生活保護受給者の方は、原則、代理納付制度（保護費から家賃分を差し引いて支給）の手続きをしていただきます。
5	階段灯、街灯、エレベーター等にかかる電気料金や共同水道の使用料金等は、共益費として入居者負担となります。 共益費は、住宅ごとに <u>入居者間での役割分担</u> により集金、管理をしていただきます。（住宅ごとに費用は異なります。）
6	入居後は、毎年度収入額の調査を行い、その収入に応じて翌年度の家賃を決定します。収入申告書の提出がない場合、法律の規定により <u>近傍同種（民間賃貸住宅並み）の住宅家賃が課されます</u> 。
7	入居から3年が経過した後に、世帯の月収額が収入基準を超えた場合は、収入超過者となり、「住宅の明渡し努力義務」が生ずるとともに、割増家賃が加算されます。 また、入居から5年が経過した後に、高額所得者に認定された場合は、一定期間を定め「住宅の明渡し請求」をし、退去していただくことになります。
8	住宅を居住用以外の用途（店舗、事務所等）に使用することは禁止です。
9	家賃を3か月以上滞納した場合は、「住宅の明渡し請求」を行うことがありますので、必ず納期限までに納めてください。
10	入居後、入居者や同居者に変更がある場合は、市に申請・届出をしていただきます。市営住宅には、市が許可した方のみ入居できます。
11	禁止事項に違反した場合は、退去していただきます。
12	該当地区の自治会活動へのご協力をお願いします。

